

◆ 休日や夜間に発病した場合に備えて

応急診療所だより

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673

応急診療所を開設し、内科・小児科の診療を行っています。ただし、応急診療所はあくまでも応急処置を行うところです。受診に際しては、次のことにご注意ください。
○薬は原則 1 日分の処方
○点滴処置やレントゲン検査はできません。

◆伊賀市応急診療所 ☎ 22-9990 (上野桑町 1615 番地)

【診療科目】 小児科・一般診療

【診療時間】 受付時間は診療終了時刻の 30 分前まで
月～土曜日 (午後 8 時～ 11 時) 日曜日・祝日 (午前 9 時～正午、午後 2 時～ 5 時、午後 8 時～ 11 時)

【持参するもの】 ○健康保険証・各種医療証・受給者証
○薬を服用している人は、薬の内容がわかるもの
※当診療所の受診後は、必ずかかりつけ医院で必要な治療や薬の処方を受けてください。
※悪天候 (台風・積雪など) 時に、やむを得ず休診する場合がありますので、ご確認ください。

～応急診療所の嘱託看護師 (急募)～

【勤務時間】 月～土曜日 (午後 7 時 30 分～ 11 時 30 分)
日曜日・祝日 (午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分、午後 1 時 30 分～ 5 時 30 分、午後 7 時 30 分～ 11 時 30 分)
【申込期間】 随時 ※詳しくはお問い合わせください。

◀伊賀市応急診療所協力医療機関一覧表▶ ○印：一般 ◎印：小児科 ☆印：一般・小児科 ※ 4 月 1 日現在

○ アクアクリニック伊賀	○ 馬岡医院	○ 嶋地医院	☆ ひらい小児科クリニック
○ 浅野整形外科内科	○ おおすみ整形外科	○ しみずハートクリニック	○ まちしクリニック
○ あずまクリニック	○ 大西医院	○ しもむら整形外科	○ 松本胃腸内科
○ あずま診療所	○ おおのクリニック	◎ 滝井医院	☆ みずたにクリニック
○ 新医院	☆ 岡波総合病院	○ 竹沢医院	○ 宮本医院
☆ 阿波診療所	○ 河合診療所	○ 竹沢内科歯科医院	○ 森田クリニック
○ 伊藤医院	○ 川原田内科	○ 竹代クリニック	○ 山田診療所
○ いまむら整形外科	○ 紀平医院	○ たにぐち皮膚科	○ ゆめが丘クリニック
◎ 上野こどもクリニック	○ 佐々木内科	○ 谷本整形	○ 吉村クリニック
☆ 上野総合市民病院	○ 佐那具医院	○ ひねの整形外科	

◆ ごみ袋に広告を掲載しませんか

伊賀市指定ごみ袋の広告募集

【問い合わせ】 廃棄物対策課

☎ 20-1050 FAX 20-2575

【掲載場所】 伊賀市指定ごみ袋の表面

※印刷色は 1 色刷 (青山支所管内の指定ごみ袋は含みません。)

【予定枚数】 346.5 万枚 (枚数は変更する場合あり)
大 (45ℓ) : 225 万枚、中 (30ℓ) : 92.5 万枚
小 (20ℓ) : 29 万枚

【種類】

大 (1 枠 200mm × 100mm 程度) : 2 枠
中 (1 枠 150mm × 80mm 程度) : 2 枠
小 (1 枠 150mm × 70mm 程度) : 2 枠

※ごみ袋の種類ごとの募集はしていません。

【募集数】 2 者 (団体) ※先着順

【販売予定期間】 10 月頃～平成 27 年 10 月頃

※ごみ袋の種類、販売状況により期間が異なります。

【掲載料】

1 枠 150,000 円 (消費税・地方消費税を含む。)

【申込方法】 廃棄物対策課にある市指定ごみ袋広告掲

載申込書に必要な事項を記入の上、掲載広告原稿 (電子データ可)・企業の概要がわかるもの・掲載する事業に関して国などの許認可を受けていることがわかる許認可証などの写し・市税完納証明書を添えて、郵送または持参でお申し込みください。(ファックス・Eメールは不可)

※広告の中に広告主の連絡先を明記してください。

【申込期限】 4 月 30 日(水)

【掲載料の納入】

広告掲載料の納入は、伊賀市指定ごみ袋広告掲載決定通知書の通知日から 10 日以内に市が指定する納付書により納入してください。

※詳しくは、「市指定ごみ袋広告掲載募集要項」をご確認ください。

※事業者の業種などによっては、広告を掲載できない場合があります。「広告掲載要綱」と「広告掲載基準」をご確認ください。

◆ 生ごみを適正に処理し、資源ごみを有効活用するために

ごみに関する事業を紹介します

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575



可燃ごみ処理には高額な費用がかかっています。可燃ごみの中でも特に生ごみは、約7～8割が水分で、RDF施設で乾燥処理をする際の燃料費に大きく影響します。ごみ処理コストの削減には、生ごみの水分を減らすことが大きな課題となっています。

また、可燃ごみとして出ているごみには紙などの資源ごみが15%ほど含まれており、これを正しく分別すれば、処理費用の削減に加え、資源有効活用との効果が期待できます。市では、可燃ごみ減量施策として次の事業を実施していますので、ご利用ください。

★生ごみ処理容器購入費補助金制度

※購入後、3カ月以内に申請してください。

《対象者》

- 市内在住の世帯主で市税を完納している人
- 所有または賃借などで管理する家屋・土地に自費で設置する人（良好な状態で維持管理できる人）

《対象となるもの》 購入額の3分の1を補助

- 電動式処理容器（上限20,000円）：1世帯につき1基まで（交付日から6年経過した場合は再申請できます。）
- 非電動処理容器（上限3,000円）：1世帯につき2基まで（交付日から3年経過した場合は再申請できます。）

★資源再利用物回収奨励金制度

再生利用可能な廃棄物の集団回収を計画・実施し、環境問題に関する意識向上を図るため実績をあげた登録団体に対し、奨励金を交付します。

◆ 災害時に備えて、身の周りの家具を確認しませんか

災害時要援護者宅家具固定事業

【問い合わせ】 建築住宅課
☎ 43-2330 FAX 43-2332



市では災害時に支援が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人のみの世帯を対象に、三重県建設労働組合上野支部組合員が訪問し、無償で固定金具を家具に取り付けます。

【実施日】 9月7日(日)・28日(日)

【募集件数】 50件(予定)

※1軒につき家具3つまで

【対象者】 市内在住の65歳以上の人（平成26年9月1日現在）のみの世帯または障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の交付を受けて

《対象団体》

- 児童福祉法による学校教育関係団体
- 障害者基本法による団体

《対象となるもの》

- 種類別の回収量1kgにつき3円を支給
- 新聞紙・雑誌などの古紙類
- 古着・ポロ布などの古布類

★粗大ごみ戸別（一般）収集事業

【伊賀北部管内】

《対象品目》 タンス・ソファ・食器棚・自転車・扇風機・電子レンジなどの粗大ごみ（1回5点以内）

※さくらリサイクルセンターで処理できないものは収集できません。事前に予約が必要です。

《申込先》

伊賀北部粗大ごみ受付センター ☎ 20-1255
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時

詳しくはお問い合わせいただくか、資源・ごみ分別ガイドブックをご確認ください。

※粗大ごみ処理券の取扱店に、スーパーヤオヒコ上野店（上野中町2976番地の1）を追加しました。

※青山支所管内については、従来どおり伊賀南部粗大ごみ受付センター（☎ 64-8700）へ申し込んでください。粗大ごみ戸別（福祉）収集事業についても従来どおり実施しています。

【問い合わせ】 廃棄物対策課、各支所振興課